

## 「多数者の専制」と民主主義

舟 越 耿 一

はじめに

1. 「多数者の専制」批判の意義と問題
2. 民主主義における大衆とエリート
3. コンフォーミズム論と民主主義的主体
4. 「ラディカルな民主主義」

はじめに

民主主義が改めて重要かつ現代的テーマになっている。それは、ひとつには「四つの89年」という視点が、イギリスのピューリタン革命・権利章典、フランス革命・人権宣言の政治史的、思想史的系譜の中で大日本帝国憲法の発布以来の近代日本の民主主義の到達点を問うという歴史的意義をもったということであり、もうひとつには、第二次世界大戦後の東西冷戦体制をも終結させたソ連のペレストロイカ、東欧革命、東西ドイツの統合といった一連の政治的社会的大変革をどのように理解したらよいかということに関わっている。後者は主題としては「社会主義」であって直ちに民主主義が問題となる訳ではないが、内容的には、東欧の民衆がそれまでの「体制化したプロレタリア民主主義」を否定し、別の民主主義のあり方を求めたものと考えられる。では、そこで新たに求められた民主主義とはいかなる民主主義なのか。こう問題が立てられる時、その民主主義のあり方は否定された民主主義のあり方以上に意味内容が鮮明である訳ではない。たとえば、「東側の民主主義」に代わって直ちにそれまでの対抗イデオロギーとしての「西側の民主主義<sup>1)</sup>」がそこで全面的に要求・選択されたのだとはいえない。「西側の民主主義」もまた、何らの留保もなしにただ肯定的に語られるような実態を示しているとは思えないからである。むしろ、「東側」でも「西側」でも既成の民主主義に対する批判と新たな民主主義論の構築・展開が求められていると言った方が的確であろう。

民主主義は、すぐれて第二次大戦後に、どこの国でもそれなしには自己の政治体制とその支配を正統化しえない普遍的権威をもつに至った。たとえば「君主制までが、神意、血統など自己自身の中の根拠に頼りきれなくなって、民意に基礎をおこうとし、少なくともデモクラシーと矛盾しないと云わなければならなくなった」<sup>2)</sup>ほどである。

ところが逆接的ではあるが、民主主義が体制化し、支配を正統化する機能と権威を持って持つほど、民衆の側では、民主主義という言葉に対する幻滅、拒否反応、不信任感が広がっていった。それは民主主義が体制の側のシンボルとなり、しばしば民衆の側の自由・平等や異議申し立てや変革の諸要求を抑圧する用法に転化したからである。このような意味で、「東側」でも「西側」でも、「民主主義シンボルが普遍的権威を確立した現代は、まさ

に民主主義そのものにとってもっとも根本的な試練の時代<sup>3)</sup>であるといえる。日本においても事情は同じであり、民主主義はこの間、現行憲法体制そして現実の保守体制と同義において使用されてきた。

しかし、言うまでもなく民主主義は、古代ギリシアにおける民主制以来、実に多彩多様な理論展開を見せてきており、とりわけ17世紀イングランドの革命と18世紀後半の二つの革命（アメリカ独立革命とフランス革命）以降は、民主主義という言葉は、基本的には身分制の打破をめざす民衆の側の政治闘争の論理となり思想となった。それは、政治体制や政治機構のシンボルではなく、政治的社会的にあまねく自由と平等を要求する民衆の解放運動であり、実現すべき目標を意味した。この文脈で東欧革命を見ると、それは体制や現実としての民主主義を否定し批判する運動としての民主主義を現代に再現したことにひとつの重要な意義があったといえる。もちろん「西側」の議論においても、民主主義論は隆盛をきわめている。それは既成の体制を正統化する理論的作業としても行われているが、同時に既成の政治と社会を批判する理論的作業でもある。しかし、日本では依然として、民主主義という言葉は、現行憲法の国民民主主義や議会制と、また単なる手続論や多数決主義と同義語として使用されている。そのみならず、現代日本では、君主制の遺制としての象徴天皇制を許容する「日本的〔流・風〕民主主義」がはびこり、民主主義論を一層いびつなものにしている。天皇代替わりのこの時期、「民主主義に天皇はいらない」というスローガンが登場したが、その場合の民主主義とは一体いかなる概念かということも問題である。

本稿では、前稿<sup>4)</sup>をうけて「天皇制コンフォーミズム」にたいする批判的視点たりえた J. S. ミルの「自由論」を手がかりとしながら、改めて手あかにみちて多義的な民主主義という言葉の意味を基本的に問い直し、民衆の側の多様な運動のシンボルとなりうるような民主主義論に考えを進めることにする。

## 1. 「多数者の専制」批判の意義と問題

前稿で「天皇制コンフォーミズム」の問題性を分析し批判する視角から J. S. ミルの「自由論」の現代的意義を指摘した。ミルは社会における「多数者の専制<sup>5)</sup>」を、社会に支配的な世論や感情、習慣などの少数者への強要が少数者たる個々人の個性や精神的自立を妨げ、害悪となることを強調している。とりわけ、ミルの次の一文は、「天皇制コンフォーミズム」の危険性を考えさせるに十分な説得力をもっていた。それは、「社会的専制はふつつ、政治的圧迫の場合ほど重い刑罰によって支えられてはいないが、はるかに深く生活の細部に食いこんで、魂そのものを奴隷にしまい、これから逃れる手段をほとんど残さないからである」というものであった。この文章は、人びとの象徴天皇制に対する支持あるいは帰依が、人びとによって主体的に選択された立場であるならともかく、そうではなくて、まさに人びとが社会に支配的な世論や感情に気づかい、おもんばかり、「世間」という形の大勢に無反省的、無批判的に流されること、また、「世間」や「大勢」が、象徴天皇制に批判的あるいは無関心の多くの人びとに暗黙の形で象徴天皇制への恭順を強要すること、そして、そうすることによって、人びとが、天皇制に対する臣民意識からいつまでも脱却しえないことのゆえんを鋭く指摘するものとして読むことができた。ミルにとって「多数者の専制」批判は、一般的に、個々人の良心の自由や思想の自由といった内面

的・精神的自立、あるいはまた「個性＝多様性」を防衛し確保するという狙いをもって、その「多数者」が世論や世間である場合には、ミルの指摘は一般的なコンフォーミズム批判として、また「多数者」が慣習や伝統である場合には、天皇制を下から支える前近代的意識の社会的支配に対する批判として読むことができた。

ところで、ミル「自由論」の主要眼目は、「多数者の専制」「社会的専制」の批判から出発して、社会における自由の価値原理の確立とそれが普遍的に擁護されるべき理由を明らかにすることであった。本稿ではこの点に深く立ち入ることはしないが、「自由論」における自由の価値の擁護は次の三つの側面からなされている。①思想および言論の自由を確保することによって意見の誤謬性が訂正され、そのことによって「自由は真理および真理への生き生きとした確信をもたらす」。②「正当な範囲内で自由を諸個人に許容することは、各個人の幸福と精神的発展にとって不可欠である」。③「個性的な生き方を自発的に選択する自由を諸個人に与えることで、少数の天才的個人の活発な精神活動が可能になり、それによって社会進歩の要因が確保されるのであるから、自ら自由であることを望まない人でも、他者に自由を認めることには十分な理由がある<sup>6)</sup>」。自由の価値擁護と「真理」、「幸福」、「社会進歩」との関連性については今日でも依然として論議されるべき価値があることを確認しておきたい。

さて、ミルの「多数者の専制」・「社会的専制」批判は、「天皇制コンフォーミズム」の問題性・危険性を浮き彫りにするものとして読む限りでは極めて有効な指摘であったが、一見してそこには以下のような重要な問題がはらまれていた。

第一には、民主主義とはそもそも「多数者」の支配や「世論」の支配に帰着する政治的決定のあり方ではないのかという視点に関わる疑問である。政治社会では意見や利害の対立は必然的であり、従って全員一致の解決は無理であるが故に、結局は討議を経て多数意見の形成を促進し、最終的には多数決によって決定するというのが民主主義のルールであり、その意味で、「世論」や「大勢」に従って政治的決定を行うことにならざるをえないし、それが望ましいというのが、一般的な民主主義理解であると思われる。もちろんミルが批判しているのは、「多数者の専制」であって、単的に多数による決定を批判している訳ではないが、ミルの中には、前述の一般的な民主主義理解に批判的立場があることは明瞭である。それは後述する『代議政治論』の中でさらに鮮明となる。

次の問題は、ミルの「多数者の専制」批判が「大衆」批判したがって知的エリート主義の傾向をもつ点である。それは、ミルが民衆 (people)、個人 (individual)、公衆 (public) といった用語を巧みに使いわけながら、明確に、エリート [知識人 (intellect)、思想家 (thinker)、天才 (genius)] と民衆 [大衆 (crowd)、平均的人間 (averageman)、大衆すなわち凡庸な人々 (mass·collective mediocrity)] を区別していることである。

ミルによれば、前者は、「すぐれた才能と教養をもつ一人または少数者」であり、またそれ故に個性 (individuality) をもつ人びとであり、後者は、個性をもたず、社会の支配的な世論、慣習、世間に従う性格をもちその意味で本性をもたない人びとである。したがってミルの「多数者の専制」・「社会的専制」批判は、多数者たる民衆から少数者たるエリートを救い出すことに第二の目的をもつものであった。グラウバードによれば、「ミルは常に、庶民の反感を買うであろう才能ある個人のことを心配していた<sup>7)</sup>」。さらにミルの「自由論」の中には、民衆を侮蔑する表現も散見される。たとえば、「自己の生活設計を、

自分のかわりに、世間や自分自身が属している世間の一部が選ぶのにまかせる人は、猿のような模倣能力のほかにはどんな能力も必要としない人<sup>8)</sup>である、「人間は羊と同じではない。そして羊でさえ、見分けがつかぬほど似ているわけではない<sup>9)</sup>」といった表現にみられるように<sup>10)</sup>。

このようにミルの「多数者の専制」批判が民衆によるエリートへの排除・圧殺に対抗する意味をもっていったという点で、ミルの「自由論」は個人の平等ということに批判的な反平等主義の立場に立つものと理解されうることになる。そして多数者たる民衆の支配を「専制」という言葉をもって批判する姿勢は、古代ギリシア以来主張されてきている民主主義の墮落形態としての「衆愚政治論」を容易に連想させるのであり、この点からも、一般的な民主主義の理解とは異なるミルの立場を指摘することができる。

次の問題は、個人や少数者の自由は確かに最大限に、「絶対的かつ無条件<sup>11)</sup>」に尊重されなければならないとしても、その限界は、ただ「自己防衛」や「他人に対する危害の防止」ということで一義的に明確でありうるのか、他者の自由の確保や他の諸価値（たとえば秩序）との間で衝突が生じた場合、さらに微妙な調整の原理が必要なのではないかという点である。たとえば、ミルは「人間の自由固有な領域」として、①、内面的意識の領域における自由〔良心 (conscience), 思想 (thought), 感情 (feeling, sentiment), 意見 (opinion)の自由, 意見を表明し出版する自由〕, ②, 自分に合った生活のプランをたてる自由〔嗜好 (tast), 職業 (pursuit)の自由〕, ③, 個々人のあいだの団結 (combination)の自由, をあげている<sup>11)</sup>。この中で、とりわけ②は、単に個々人にその自由が与えられるのみでは意味がなく、その自由を行使しうる諸条件の最低限の整備が前提として必要となる。そうすることによって、その自由ははじめて実質的な意味をもつ。つまり、一般的にただ個々人に形式的に自由が付与されるのみでは、自由の価値の享受に不平等が生じることについてさらなる配慮が必要であるということである。この点において、ミルは、古典的自由主義の立場に立ち、国家による市民社会への社会政策的介入を重視していないとの批判が可能となる。

## 2. 民主主義における大衆とエリート

さて、問題は提起されたままであるが、その解明に向かう前提として、次に、ミルによる「多数者の専制」批判が、いかなる理論的ディメンジョンで論議されているかを見ることにする。

ミルは、「市民的ないし社会的自由」の確保したがってまた「多数者の専制」批判が問題とされるに至る歴史的展開を次のように把握している<sup>12)</sup>。

自由と権威（または政府、国家）との抗争は、まず、統治する者と統治される者との間の敵対的な関係において存在した。そこでは「自由とは、政治的支配者たちの専制から身を守ることを意味していた」、そのために人びとは、権力を制限することによって自由を確保しようとした。その権力の制限はふたとおりの方法で試みられ、第一は、「政治的自由ないし権利と呼ばれるある種の免責条項 (immunities)の承認を獲得すること」であり、第二は、支配のための必要条件として、社会ないし社会の利益団体の同意を必要とするという「立憲的制約 (constitutional checks)」の確立であった。しかし社会の発展は支配と被支配の敵対的関係を見直す方向に動いた。すなわち「権力の制限ということは、民衆と

つねに利害が相反している支配者に対抗する手段であった。今や必要とされているのは、支配者が民衆と一体になること (the rulers should be identified with the people)、支配者の利害と意志とが国民の利害となり意志となることである。」この考え方は、ミルのことばによれば「国民自身の権力」、「民衆の政府」、「選挙による責任政府」という考え方であるが、今日的言い方からすれば、人民主権あるいは代議制にもとづく政治を意味している。ところがミルによれば、支配者＝被支配者、民衆＝権力であるから権力の制限は必要ないという観念は、それが実現した状況で直ちに批判されるべき事実を露呈することになった。すなわち「権力を行使する『民衆』は、権力を行使される民衆と必ずしも同一ではない。また、いわゆる『自治』とは、各人が各人によって治められることではなく、各人が他のすべてのものによって治められることである。さらに民衆の意志とは、実際には、民衆の中でもっとも活動的な部分の意志、すなわち多数者あるいは自分たちを多数者として認めさせることに成功する人々の意志である。したがって、民衆がその成員の一部を圧迫しようとするのがありうるのであって、これに対しては、他のあらゆる権力の濫用に対してと同様、十分な警戒をはらう必要がある。それゆえ……個々人に対する国家権力を制限することは、その重要性を少しも失わないのである。」「そして、政治の問題を考える際に、『多数者の専制』は、今では一般に、社会が警戒することが必要な害悪の一つに入れられているのである」。

以上の要約で明らかなように、ミルは実現した民主主義の統治形態を二つの側面から批判している。第一には、民主主義的政府形態が、いかに支配する者と支配される者との同一性・一体性を標榜しても実際には、権力を行使する者と行使される者とは同一ではないという点、すなわち「支配＝被支配」という論理の擬制的性格を指摘している。「支配＝被支配」という論理は、周知のように典型的にはルソーの人民主権論にみられる。ルソーは、「各人が、すべての人々と結びつきながら、しかも自分自身にしか服従せず、以前と同じように自由である」<sup>13)</sup>国家、また、「人々が服従しながら、しかも誰も命令する者がなく、奉仕しながら、しかも主人がなく、また、表向きは服従していながら、他人の自由を害しうるといふこと以外には、何ものをも自分の自由のうちから失わないために、それだけ一そう自由である」<sup>14)</sup>というようなことが可能な国家と法について語った。ミルは、この論理が事実と反すると指摘している訳であるが、いわゆる代議制と「代表」の観念もまた支配と被支配の同一性の観念を内在させており、その意味では、ミルの指摘は、狭義には人民主権論の批判として、広義には代議制を含む民主主義の統治形態の理論全体に対する現実からの批判として理解される。

第二にミルは、民主主義的政府では、権力は民衆の意志に基づいて行使されるが、その民衆の意志は、実は、全体の「部分」たる「多数者」の意志にすぎないことを指摘している。その具体的内容については後述するが、ここでは、ミルが以上の二つの側面から、民主主義の統治形態にあっても支配する側の権力濫用の危険性があるのであって、従って国家権力の制限の必要はなくなるならない、しかも、その国家権力は「多数者の権力」であるから「権力」の制限とともに「多数者」の専制に対する警戒と害悪の除去が必要であるという展開になっていることをおさえておきたい。

全体として、ミルは、民主主義自体を批判している訳ではない。たとえば、「代議政治論」(1861年)で次のように述べている。「最善の統治形態は、主権すなわち究極的な最高

支配権力が、社会全体に付与されている統治形態であること、すなわち、すべての市民がその究極的な主権に対して発言力をもっているばかりでなく、少なくともときどきは、地方的または一般的な若干の公的な機能を果たすことによって、統治に実際に参与することを求められるような統治形態である<sup>15)</sup>。また、政府が社会の成員の知的、道徳的、実際的な精神的進歩を促進し改善しうる唯一の政体は「完全な民主政治」であると述べている<sup>16)</sup>。したがってミルは、「完全な民主政治」と比較して現実のそれが十分に機能していないと言いたいのである。つまり、民主主義の理想と現実の乖離、又は現実の民主主義の病理を指摘するところにミル本来の意図があるといえる。

しかし、現代的観点からすれば、ミルの主張にはかなり反民主主義的ととれる姿勢があることを読み取ることも可能である。それは、ミルが明らかに平等の価値より自由の価値に重きをおき、平等主義に自由の脅威をみていると理解されうることによる。この点は、ミルの政治思想が具体的に展開された「代議政治論」にヨリ鮮明に見ることができる。

そこでミルは、代議政治が陥りやすい弊害と危険が二つあるとして、次のように述べている。「その第一のものは、統制的な団体が一般的に無知で無能力であること、もっと穏やかな言い方をすれば、精神的な資格が不十分なことであり、第二のものは、それが社会の一般の福祉と一致しない利益の影響下にあることの危険である<sup>17)</sup>」。そして、ミルは、このような弊害と危険を監視するために「議会の中に適当な程度の知性と知識とを確保<sup>18)</sup>」することが必要であるとする。

現実の民主政治に対するミルの批判は、要するに、① 権力を行使する者の知性の低さ、② 数の上での多数者が全体利益ではなく特殊利益のみに走る「階級立法」の危険、という二点であり、ミルはこれを是正するために、行政に熟練した官僚に仕事をやらせるということと、少数者が代表されるように制限選挙によって代表の民主的性格を制限することを提唱するのである。そして、ミルのもっとも主要な提言は後者にある。それは次の引用に明瞭である。ミルによれば、「代議政治の自然的傾向は近代文明のそれと同じく、集団の凡庸さに向かっている」。すぐれた知性や人格をもった人々は数の上で圧倒され、「社会における最高水準の教育をますます下まわる諸階級的手中に、もっとも重要な権力を与える」結果が生じている。したがって、「もしも、たとえ少数でも、その国で第一級の人びとが、代議集會に存在することが保証されるならば、残りの者は、平均的人びとからのみ構成されていても、これらの指導的人物の影響は、一般的審議において、それをかなり感じさせることは間違いないのである<sup>19)</sup>」。すなわち、ミルの目的は、少数の知的エリートを議会に送ることによって議会の質を高め、そうすることによって、前述の代議政治の弊害と危険を除去しようというのである。この主張は、明らかに「大衆」民主主義の否定であり「エリート」民主主義<sup>20)</sup>の立場である。

ミルによれば、「平等に代表を選出する全人民による全人民の統治」という民主政治の純粋な観念と「人民のたんなる多数者のみからもっぱら代表を選出する全人民の統治」という観念は別物である。前者は「あらゆる市民の平等と同義語」であり、後者は「数的多数者に有利な、特権による統治」である。ミルはこの両者を混同してはならないというのである<sup>21)</sup>。確かに「多数」と「少数」を規定する要因は多様であり、たんなる数量の問題に還元しえないことも少なくない。しかし不可避免的に少数であるが故に救済されるべきは、知的エリートなどではなく、社会における「構造的少数者」たる社会的経済的弱者である、

というのか通常の民主主義的理解である。

ミルは、現実の民主主義の「病理」を克服することを目的としながら、民主主義の「原理」をも一面的に克服しようとしたように思える。ミルが用いた言葉で言えば、「その国で第一級の人びと」や、「国民的な名声をもつ人びと」、「独自の思想をもつ人びと」、「教育ある少数者」等のリーダーシップを肯定するならば、それと同程度に、これらの知的エリートに対する大衆という名の「凡庸な人びと」による監視と拘束もまた強調される必要がある。前者の有能さの危険性は、後者の凡庸さの弊害とは別次元でありながらもなおかつとうてい無視しうるものではない。この点、以下のようなケルゼンの指摘こそまさに民主主義の名に値するといえる。

「民主制が現実において最善の指導者選択を保障するということが、民主制の観念と矛盾していることは否定できない。なぜなら指導者をもたないことこそ民主制の理想だからである。プラトンは、『ポリテイア』(398 a)の中で、理想国において、人並外れた資質をもった人物、天才的人物をどのように扱うべきかという問題について、ソクラテスに次のように語らせている。曰く、

我々は彼を、聖なる、驚異的な、愛すべき人物としてその前に跪坐するだろう。そして、このような人物はこの国にはいないし、またいることが許されていないと彼に告げ、その頭に香油を注ぎ、髪飾りで飾った上で、他国へ送り出すであろう、と。

これがまさしく民主制の精神に発するものである。これを求めるのは民主制の平等要求なのである<sup>22)</sup>」。

### 3. コンフォーミズム論と民主主義的主体

これまで、ミルの「多数者の専制」批判とそこにはらまれていた問題点（それは主としては知的エリート主義に帰着した）を検討してきた。確かに、ミルは、個々人の平等重視がいきつく弊害と危険性を指摘し、個々人の自由や個性の確保を最重要課題とした。そして、自由と平等という二つの価値の配分・調整をめぐる問題は、依然として現代においても最重要の理論的実践的課題でありつづけている。しかしその場合、二つの価値のいずれに重きを置くべきかという議論ではなく、つまり「自由か平等か」という選択的判断ではなく、「自由も平等も」という統合的判断が重要だと思われる。ケルゼンが言うように、「民主制の観念は、人間の実践理性の二つの至高の要請の結合物であり、社会的存在の有する二つの根源的本能の欲求の産物である」、それは、自由と平等であり、「この両原則の統合こそ民主制の特質をなすものである<sup>23)</sup>」という理論枠組は、現代民主主義理論の最低限の共通認識であるべきだといえる。つまり、現代では民主主義において、個々人の自由や自己決定を重視する自由主義的側面と、少数者の生存や権利保護を重視する平等主義的側面とは密接不可分であり、不用意にいずれかを偏重することは重大な理論的過失となりかねないと言えよう。

このような観点からすれば、ミルの主張は平等主義の自由にたいする脅威を強調するあまり、結果的に知的エリートの救済と大衆蔑視に傾いていた。しかし、一般論としては、ミルの「多数者の専制」批判は、今日でもその意義を決して失うものではない。個人や少数者の自由が不可侵・不可譲の基本的な人権として憲法上保障されているとしても、現実には常に権力の濫用・介入によって侵害される可能性があるものであり、また、浅薄な民主主

義理解は、多数決原理を多数者の支配と同一視するからである。そこでは、多数決は、現実には多数であるにすぎないものを便宜的に全体とみなす擬制だということが看過されがちであり、<sup>24)</sup>少数者にたいする多数者の無制限の支配を強要する事態を容易に導き易い。とりわけ、日本のような「同質性の非常に高い社会」ではそのような事態が起りやすい。このような文脈におく限り、「多数者の専制」批判は、社会と政治におけるコンフォーミズム批判として極めて普遍的意義をもつと思われる。

コンフォーミズムの問題は、かつて1960年代の冷戦体制下の西ドイツで語られることがあった。そこでは、冷戦イデオロギーとしての反共主義が「自由と防衛」の名において世論を画一化し、「論理的に徹底した《正統》思想としての形態をとるのみでなく、さらにコンフォーミズムの原理として圧倒的な有効性を発揮しうる」ことが指摘され、また「民衆の非合理的な心情に訴える政治的用語の《情緒化》の傾向とともに、そのステロタイプの思考に合わせた《擬似》自発性の巧みな収奪が顕著である。事実、西ドイツ民衆に支配的な伝統的・現代的無関心は、かえって、政治的方向感覚を喪失した危機意識となって暴発しがちであり、それだけ象徴操作を容易にしている」。そして、このようなコンフォーミズムの論理が民衆意識の中に、明確な反共主義的心情を定着させていたという。

このような分析を可能とする宮田光雄のコンフォーミズム観は、以下の指摘に要約される。「一般に、コンフォーミズムの問題は、デモクラシーに不可欠なコンセンサスや同意の調達の問題から、はっきり区別されねばならない。…コンフォーミズムの問題は、こうした価値についてのミニマムなコンセンサスを超えて、特定の政策についてのコンセンサスを要求し、多数意見を絶対化することから生じてくる。それは、一致を得られぬところに政治的タブーを作り出し、同調性を強制的に体系化する過程にほかならない。そこには、一方において、異なった意見をただちに《異端》視することによって、意味ある討論そのものの成立基盤を破壊するだけでなく、他方では、政治的課題の多様な解釈方法のなかから、別の可能性の選択を排除するという二重の問題性が伏在している」。

ここには天皇制コンフォーミズムと同様の論理がある。いずれもそこで問われているのは民主主義の変質であり危機である。いわば民主主義の体制における内からの自壊作用である。民主主義の中で民主主義を不可能とするこのようなコンフォーミズムに対して、一体何が有効なのか。宮田光雄は、良心にもとづく決断と責任を引き出したノンコンフォーミズム (Nonkonformismus) の思想と運動の中にその救いを見出し、「デモクラシーのダイナミックな発展にとってこうした独立の《不同意者》<sup>25)</sup>を寛容し、その創造的批判を促進することより以上に重要なことはない」と述べている。

かつての西ドイツにおけるコンフォーミズムは、西ドイツの権威主義国家化とネオ・ナチ運動の胎頭を促進する要因として指摘されたものであったが、山口定は、西ドイツ一国の問題を超えて、一般的に現代における「全体主義」論の視角からコンフォーミズム問題を取りあげている。

山口によれば、現代における「全体主義」の危険性は、「全体主義国家」の危険性であるよりは、「管理社会」の危険性である。国家が社会をのみこむ時代は終わり、社会の内からファシズムを受容するものが生まれる。それがコンフォーミズムだとする。「しかもきわめて消極的で、受動的で、非政治的な形でのコンフォーミズム」の危険性である。山口によれば「現代において存在する危険性とは、国民が政治的熱狂にとらわれ、ラディカ

ルな形になって動き出すというようなことではなく、むしろ政治に関心をもたなくなる。さらに受動的で無気力、政治に対して何か発言しても何も変わらないのだという状態に陥っていくことにある」。社会構造の面からしても、大勢としては共同体的規制がなくなり、今日的にそれに対応するのはマイホーム主義による社会の解体であり、その結果、国民の無関心と受動性およびそれに責任があるマスコミの争点の操作と世論の誘導という問題が生じている。そして山口によれば、このコンフォーミズムは、広く一般大衆をとらえているが故に、「いったん破局的な事態が起ったときは、国内において一挙にかなり強引な強権政治が登場することがないとはいえません<sup>26)</sup>」ということになる。ここには、コンフォーミズムから「管理ファシズム」への危険性が指摘されている。

天皇制コンフォーミズムを含めて、三つの観点からのコンフォーミズム論が提起している問題は、まさしく民主主義を担うはずの民主主義的主体の病理あるいは欠如という問題である。天皇制にしる反共主義にしる管理社会にしる、それは個々人の内発的な思想的営為を経て自覚的に選択されるのではない。それとは逆に、個々人の自発性や同調性が巧妙に収奪されることによって、あるひとつの価値観の絶対化とその反面としてのタブーや異端の創出が可能となり、かくて思想の自由や討論の自由が成立する基盤まで危くなるというのがコンフォーミズムの問題であり、このようなコンフォーミズムの下では、自己の良心にかけた批判と抵抗しか残されない。また他方、コンフォーミズムは体系的に組織化されなくても、個々人の政治に対する無関心や受動性という消極的な形で語られることができる。いずれにしろ、自己の思想信条や生き方に基づいて社会的政治的問題に発言し、関与し、行動する自立した市民の不在ということが問われている。その意味では、コンフォーミズム問題を問うことは、「社会的および精神的な生活形態としてのデモクラシーの形成<sup>27)</sup>」を問うことだと言ってよい。

宮田光雄は、西ドイツ・デモクラシーの苦悩とディレンマについて、「意識や制度のなかなに残存するナチ遺産の克服と清算こそ、デモクラシーの定着過程の前提条件をなしている。ナチ的思考に代表される偏見、ステロタイプ、ルサンチマン、たとえば、秩序や権威、義務や服従にたいする偏愛、アイティ・シンボル総じて異質なものにたいする敵意ナショナルな使命感や集団的ナルシズムなど、いずれもドイツ国民の政治的未成熟と不能との主観的投影と自己正当化の所産にはかならない。」と述べ、ドイツ社会の精神的伝統、デモクラシーにたいする民族的違和感の克服を強調している。それらはドイツ社会の自己疎外の反映であるからである。ではその克服はいかにして可能か、宮田は、国民全体の教育水準の持続的・全面的な向上が社会的民主国家にとっての倫理的義務であるとしながら、「とくに若い世代の教育過程の拡充と教育機会の均等化によって、市民意識をもつ自主的人格を育成し、社会過程にたいする正しい洞察と国家の政策決定にたいする責任ある参与とを可能にしていくことが不可欠であろう。」<sup>27)</sup>と述べている。

宮田の述べるところを日本に投影するならば、「ナチ遺産の克服と清算」は「天皇制の…」と置きかえることが可能であり、結論の「市民意識をもつ自主的人格の育成」はそのまま妥当するところである。結局、日本においても西ドイツにおいても、過去の侵略行為と戦争犯罪への反省と、そのことによる将来の克服なしには、国際的信用と国民のアイデンティティの形成が不可能なのだといえる。そして、そのことは、民主主義的主体の形成においても不可欠のテコであり、そのことなしには「社会的および精神的な生活形態として

のデモクラシー」も形成しえないのだといえる。

本稿の前半を費したミルもまた、自由を擁護する理由のひとつとして自由を諸個人に許容することが諸個人の幸福と精神的発展につながると考えていたし、また、民主主義は、社会の成員の知的、道徳的、活動的な能力を促進し改善するにふさわしい統治形態であるとしていた。ミルは、すべての市民が政治に参加することによってその望ましい資質を向上・促進することがよい統治のメルクマールであると考えていた。「われわれはある政府の長所の一つの基準として、その政府が被治者の集团的または個人的なよい資質の総計を増大させる程度を考慮することができる<sup>28)</sup>」。ここには、知的エリート主義者または啓蒙主義的傾向を帯びながらも、ミルにおいて民主主義を担う主体の形成ということが重視されていたことを読みとることができる。

現代では、民主主義を擁護する人はすべからく民主主義的主体の形成を主張する。ケルゼンもまた、「民主主義の問題は、社会生活の現実においては最大規模の教育問題となる<sup>29)</sup>」として、全国民に民主主義への適性をかん養するために教育が果たすべき役割を強調していた。にもかかわらず、ケルゼンは、「民主制は最も民主的な方法で廃棄されるという奇妙な場景」に直面し、ルソーの悲観的なことば、『このように完全な国家は人間には立派すぎる。神々の国のみが民主的統治を永続させるであろう』という言葉を想起した。そして、ケルゼンは、多数の意思に抗して暴力にさえ訴えて主張される民主主義は民主主義の名に値しないが故に、多数者が民主主義の破壊を望むならば、「自由の理念は…海底に沈み行くのである<sup>30)</sup>」という境地を表明した。このケルゼンの立場は、戦後になって、「民主主義体制を力をもって排除しようという企てを、力をもって鎮圧し、また適当な方法で阻止するということは、あらゆる体制の権利であるとともに、民主主義体制の権利でもある<sup>31)</sup>」という主張に改められたとはいえ、ケルゼンの民主主義観は、「民主主義者なき民主主義の脆弱性を克服するためには、何よりも民主主義的な市民的主体の形成を問題にするのでなければならない」、「『神々の国のみが民主的統治を永続させる』という悲観的言葉を、我々は『もし諸君が市民を形成すれば、諸君はすべてをもつであろう』という課題へと転換させるのでなければならない<sup>32)</sup>」という課題を印象深く提起しているものと理解することができる。

#### 4. 「ラディカルな民主主義」

それでは民主主義的主体の形成はいかにして可能か、それは市民ないし民衆のどこに根拠が求められるべきか。そこに思考を進める糸口として、まず現代日本の民衆の意識のあり様をいちべつすることから始める<sup>33)</sup>。

戦後日本の民主主義は敗戦と日本国憲法の制定によって「外から」あるいは「上から」もたらされた。そして憲法が定着するとともに憲法の中に民主主義の実現をみる「戦後民主主義」観が形成され、それは始めは憲法擁護運動のスローガンとなり、後にはそれを抑圧する論理となった。さらに民主主義が戦後の保守体制を正当化する論理、シンボルとなるとともに人びとの民主主義という言葉にたいする幻滅、不信、拒否反応が拡大していった（戦後民主主義虚妄論）。おりしも高度経済成長は人びとの関心を家族生活の充実と企業の繁栄に集中し、「私生活主義」といわれる私的消費生活中心の新しい価値観を生み出していった。そしてそれと平行して政治的無関心や受動性が大量に生み出されていった。

さらに、経済大国的な物質の繁栄の中で育った新しい世代は職場や諸集団への帰属感や一体感を拒否し、「新人類」とよばれるライフ・スタイルを生み出した。「新人類」世代の感性は、その多元的な関心や脱政治性においてアメリカの「ミーイズム」に近いといわれる。

加藤哲郎は「私生活主義」が現代日本の民衆意識の中核であると述べる。すなわち、「高度成長時代に『戦後民主主義』から生まれ、その政治的『平和・自由・民主主義』の内容を骨抜きにして、企業社会に従属したまま消費欲求を肥大化した『私生活主義』は、政治的志向を保守化しながらこんにちまで生き残り、現代日本の民衆意識の中核をつくっている」<sup>34)</sup>。

では、その「私生活主義」とはいかなるものか、加藤が述べるところは、現代日本の民主主義の主体のありようを考える上できわめて示唆的である。

「個人消費の極大化をめざす日本の『私生活主義』は、ヨーロッパ近代の歴史的産物とされる『個人主義』『市民意識』や、のちにアメリカでかたられるようになる『自分主義＝ミーイズム』とはやや異なる、日本の特性をおびていた。それは、国家や社会の繁栄よりも個人の自由を重んじ、仕事よりも生活をたいせつにしたいとねがい、家父長的大家族よりも核家族を志向する点では、『個人主義』や『ミーイズム』と共通している。しかしヨーロッパ『個人主義』『市民意識』のように政治的共通性へとひらかれておらず、私的核家族という小さな世界のなかでの消費欲求を実現する目標だけにとじこもりがちであった。

しかも、その実現手段として、企業内での競争秩序には、他人をけおとしてもよりよい収入をえようと盲目的にしたがい、長時間通勤・長時間労働をいとわず、目標である充実した家庭生活・家族サービスにさかれる時間は、じっさいにはわずかなものであった。この点では、アメリカ的『ミーイズム』ともちがい、会社の人間関係をたききって自分のデートや趣味のために残業を拒否するほどには徹底されておらず、理想としての私生活の充実が、企業社会の現実によって切りつめられ、引きさかれる矛盾をはらんでいた」<sup>34)</sup>。

加藤の指摘から、現代日本の民衆意識の中核である「私生活主義」の問題点として明らかなのは、それがヨーロッパの「個人主義」や「市民意識」のように「政治的共通性」へ開かれていないということと、企業社会への従属の強さである。企業が労働者の市民生活の全般を丸がかえるような「企業一家」のあり方を考えると、両者は切り離しがたく結びついていると思われるが、ここでは「政治的共通性」へ開かれていないということが重要である。このことは政治的無関心あるいは脱ないし反政治という言葉で言いかえることもでき、政治的政策決定への積極的参加の姿勢がないこと、その意味で民衆自身が公共的主体、民主主義的主体として自己形成されていないということの意味する。その理由としては、一般的には、現在の国政および地方自治の双方における政治参加の機会の制度的貧困、さらには、現憲法とその民主主義的諸制度が下からの市民革命的民衆運動によって闘い取られたものではないという民主主義的政治経験の欠如、また、もう少し歴史のスパンを長くすると日本近代史における民主主義的政治経験の蓄積の薄さ、などをあげることができるかもしれない。

しかし他方、戦後45年の間には労働運動や学生運動、各種の市民運動といったぼう大な民主主義的運動の蓄積があることもまた無視しえない。それらの運動の内容は、きわめて多種多様であるが、民衆意識における「政治的共通性」の形成ないし民主主義的主体の確

立という面からは、小さからざる財産というべきである。民衆の政治参加のルートが確保され、異議申し立てが現実政治の動向に反映されるという事態があれば、それらの運動はさらに確実に層として民主主義主体の形成を促したはずのものであった。「私生活主義」における「政治的共同性」の欠如は、民衆における民主主義的意識の未成熟という主体の側における問題性ととともに、政治担当者の側の反民主主義的態度によっても涵養されたものであることが了解されなければならない。

現代日本において民主主義的主体の形成を問うにあたって、これら戦後45年間の民主主義的諸運動の経験から離れることはできない。そこには学ぶべき多くがあると同時に反省すべき多くがあるといえる。ここではそのトータルな検証ではなく、民主主義的主体をどのようなものとしてイメージするかということと、それと関わって民主主義についてのもっとも基本的な考え方に言及することにしたい。民主主義に適合した政治意識を「市民意識」という言葉におきかえ、「市民意識の規範的側面を『規範的市民』あるいは『市民のエトス』と呼び、これに関する議論を『市民論』と呼ぶ<sup>35)</sup>」という観点からすれば、ここでの課題は「市民論」である。

西欧近代をモデルとして、民主主義を到達すべき目標として設定し、そこにおけるありうべき市民を自由・平等・独立の個人として想定する立場は、西欧＝近代的、現代日本＝前近代的という尺度を固定化することによって、前近代的意識にとらわれているが故に市民として未成熟である個々人に対する上からの啓蒙的政治教育の必要性を強調することになる。しかし、このような立場からなされた教育が、実際的には個々人の内面的変革を伴わない、単なる知識・教養だけの人間を生み出し、理論的には民主主義を理解していながら、実際の生活形態や行動原理は反民主主義的という「二重人格」を大量に生み出したことは、例証にいとまがない。ここに「戦後教育」のひとつの深刻な反省点がある。この反省と自己批判に立つならば、抽象的な個人に代わる市民イメージは、具体的に家族や地域社会や企業のしがらみの中で生きている「生活者」・「住民」・「職業人」あるいはそれらを包含する「民衆」というイメージである<sup>36)</sup>。結局私達は、自己の日常生活やイキザマのレベルで、そこを出発点として政治社会の問題を考えない限り、獲得された民主主義意識は自己との内面的葛藤を欠いた上すべりのきれいごとに終始するものに終わってしまうことになる。人権や民主主義という抽象語を知ったからといってその人が人権を擁護する民主主義者になる訳ではない。それらの言葉は、個々人の日常生活の感覚や感情によって受け止められた時はじめて、その人の行動原理となり、その人を動かす思想の一部となる。したがって「生活者」・「住民」・「職業人」という市民イメージは、民主主義という「抽象語の受け皿<sup>37)</sup>」であり、その意味で民主主義的主体が成立する原初的地点であり、さらには民主主義が機能する本来の場であるといえよう。

このような市民イメージに立って、それをいわば思想の流儀として展開したのが鶴見俊輔の「根もとからの民主主義（ラジカル・デモクラシー）」という考え方である。鶴見の「根もとからの民主主義」と題する論文は、『思想の科学』1960年7月号に発表されたものであり、言うまでもなく「60年安保」の所産であるが、いま「我々の民主主義」を考えるにあたって極めて重要な思想である<sup>38)</sup>。

鶴見は、徹底的に「私」にこだわる。しかも「ひずみをもった私」にこだわる。その「ひずみをもった私」の「私的な根」から、それをとおして思想をとらえかえしかつ形成せよ

という。というのも、「私が全体としてひずみをもっているとしても、分解してゆけば、ゆきつくはてに、みんなに通用する普遍的な価値がある。このような信頼が、私を、既成の社会、既成の歴史にたちむかわせる」からであり、また「私」から出発して、「私のひずみ」にこだわって、「私の複合をとおして」社会改造の展望をつくる方法が「思想のルール」だと考えるからである。ひずみを棚あげして「一挙に、私の中のより小さな普遍人を抽出し、それ以後はひずみある私をすてて万人共通の理想にのみつく」というのは、「自分の思想のルール」に反する。鶴見にあっては、「私」は「日本人」に移される。日本人や日本社会にもまた「常民の知恵」があり、それは信頼するに足り、普遍的価値をもっている。このような文脈において鶴見は、「私」および「日本人」の「思想の私的な根そのもの」から公的政策が決定され、また批判される流儀を「根もとからの民主主義」と呼ぶ。

「根もとからの民主主義」はすでにある民主主義ではない。それはひとつの生き方であり、民主主義の主体の基本的な存立のしかたであり、また、諸制度を創始する根源的な精神であり、また民衆による「下から」の権力形成の方法である。ここで私はやっと民主主義について考えるもっともラディカルな地点に逢着したように思える。市民あるいは民衆にとって、民主主義は常に形成発展の途上にある。

注)

- 1) 山口定『政治体制』（東大出版会、1989年）は「西側の民主主義」としての「自由民主主義体制」について論じたものである。
- 2) 福田歓一『現代政治と民主主義の原理』432頁。（岩波書店、1972年）
- 3) 同上、15頁。
- 4) 舟越耿一『『日本の民主主義』批判序説』長崎大学教育学部社会科学論叢40号、1990年3月  
同『『天皇制コンフォーミズム』とJ. S. ミル『自由論』』同上 41号、1990年6月。
- 5) ミルにおける「多数者」の意味については、小川晃一「ミルの政治理論 — 干渉主義・社会主義・民主主義における一貫性の問題」思想1957年6月号、若松繁信「J. S. ミルにおける多数者専制の問題」歴史学研究248号、1960年12月、参照。
- 6) 関口正司『自由と陶冶— J. S. ミルとマス・デモクラシー』371頁。（みすず書房、1989年）
- 7) Stephen R. Graubard, *Democracy, in Dictionary of the History of Ideas*, p. 664 杉田敦ほか訳『法・契約・権力』（平凡社、1987年）所収 184頁。
- 8) J. S. Mill, *On Liberty*, 1859, Penguin books, p.123, 早坂忠訳（中央公論社、世界の名著38）282頁。
- 9) *Ibid.*, p.133. 293頁。
- 10) しかし、ミルは「英雄崇拜 (heroworship)」を奨励している訳ではない。ミルは英雄がなしうるのは「道をさし示す自由」だけであると述べている。*ibid.*, p.131. 291頁。
- 11) *Ibid.*, p.71f. 228頁。
- 12) *Ibid.*, pp.59-62. 215-218頁。
- 13) ルソー『社会契約論』桑原武夫・前川貞次郎訳（岩波文庫）29頁。
- 14) ルソー『政治経済論』河野健二訳（岩波文庫）19頁。
- 15) J. S. Mill, *Utilitarianism, On Liberty, and Considerations on Representative Government*, Edited by H. B. Acton, 1972, Dent, p.207. 「代議政治論」山下重一訳（世界の名著38）392頁。
- 16) *Ibid.*, p.208. 同上、393頁。

- 17) Ibid., p.243. 同上, 437頁。
- 18) Ibid., p.248. 同上, 444頁。
- 19) Ibid., pp.265-267. 「代議制統治論」水田洋・田中浩訳(河出書房 世界の大思想Ⅱ-6) 264-5頁。
- 20) 山口定, 前掲書 65頁以下参照。
- 21) Ibid., p.256 f. 水田・田中訳255頁。
- 22) Hans Kelsen, Vom Wesen und Wert der Demokratie, in Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik, 47. Bd, 1920/21, S.76 f 長尾龍一訳「民主制の本質と価値」ケルゼン選集9『デモクラシー論』34頁。(木鐸社, 1977年)
- 23) Ibid., S.51, 4-5頁。
- 24) 福田敏一『近代民主主義とその展望』137頁以下参照。(岩波新書, 1977年)
- 25) 以上の引用は, 宮田光雄『西ドイツの精神構造 — ナチズムとデモクラシーとの間』, 317, 318, 321, 323, 360頁。(岩波書店, 1968年)。
- 26) 山口定「いま全体国家とは—『全体主義国家』論から『管理社会』論へ—」矢野他『いま, 国家を問う』131, 135頁(大阪書籍, 1984年)
- 27) 宮田光雄, 前掲書, 375-6頁。
- 28) Mill, Edited by Acton, p.193. 山下訳375頁。
- 29) Kelsen, ibid., S.77. 長尾訳, 35頁。
- 30) ケルゼン・長尾龍一訳「民主制の擁護」鶴飼・長尾編『ハンス・ケルゼン』255頁,(東大出版会, 1974年)
- 31) Hans Kelsen, What is Justice? University of California Press, 1957, p.23. 宮崎繁樹訳「正義とは何か」ケルゼン選集3『正義とは何か』47頁。(木鐸社, 1975)。舟越耿一「兩大戦間の思想 — 試練のワイマール・デモクラシー」恒藤武二編『ヨーロッパ思想史』(法律文化社, 1987年) 参照。
- 32) 今井弘道「ケルゼン—社会技術としての法と民主主義」長尾・田中編『現代法哲学2 法思想』315頁,(東大出版会, 1983年)
- 33) 三宅一郎「世論と市民の政治参加」三宅他『日本政治の座標』(有斐閣, 1985年) 所収, 加藤哲郎『戦後意識の変貌』(岩波ブックレット, 1989年) を参考にした。
- 34) 加藤哲郎, 前掲書, 49, 30頁。
- 35) 三宅一郎, 前掲書, 372頁。
- 36) 同上, 271頁に山田格による市民論の整理表がある。その表の中で, 久野収, 小田実, 高島通敏, 松下圭一の「市民」像が参考になる。
- 37) 鶴見俊輔『思想の落とし穴』(岩波書店, 1989年) 所収の「昭和精神史」30頁。
- 38) 鶴見『日常的思想の可能性』(筑摩書房, 1967年) に再録。
- 39) S. ウォリン・鶴見俊輔・D. ラミス「ラディカル・デモクラシーの可能性」世界1989年2月号, 千葉眞「現代国家と正統性の危機—S. S. ウォリンのデモクラシー論」思想1989年10月号をあわせて参照されたい。

※ 本稿の概略を, 第8回思想史研究会(90.11.3)で発表する機会を得, 席上多くの貴重な御指摘をいただいた。機会を与えられた岩倉正博氏と出席者の方々に感謝の意を表する。